



1日8時間限度時間を超過する36違反が発生！！

3年間に4件（H23年度黒磯駅、H25年度鹿沼、浦和、大宮駅）も発生している異常な事態だ！！

この異常な事態に対して具体的な対策が周知出来ず・・・地本は申し入れを行います！

「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」の申し入れ(その1)



大宮地本は、平成 27 年度「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」(いわゆる 36 協定)については、課題を残しつつも、今後の労使の議論を踏まえることを労使双方確認し、2015 年 7 月 21 日に議事録確認及び締結を行ってきました。

しかし、平成 27 年 10 月 28 日～29 日にかけて、さいたま運転区において、36 協定 1 日 8 時間限度時間の超過という事象が発生しました。日の 8 時間の限度時間の超過については、過去平成 23 年度に黒磯駅、平成 25 年度に鹿沼駅、大宮駅、浦和駅で発生をし、その都度『違反』という事実を受け止め是正に向けて労使で向き合い議論し改善に向けて取り組んできました。この間 8 時間限度の超過については、管理者等の勉強会の実施や、社員への周知などに取り組む撲滅に向け取り組んできましたが、今回の事象は、始業開始前に長時間の超勤を行うなど、管理者による超勤管理のあり方について考えさせられるだけでなく、この間労使で議論を積み重ねてきた議事録等を反故にする大きな事象であります。しかしながら、現場においては、事象の説明を求めても、『違反』という事実に向き合わず、対策ばかりを一方的に押し付ける現場管理者がいるとの報告も受けています。

大宮地本は、36 協定の一方の統括責任者として、事象発生後大宮支社と担当レベルで原因と対策について議論を積み重ねてきましたが、再発防止対策は不十分と言わざるを得ません。よって大宮地本はコンプライアンス違反を発生させたということを重く受け止め、今後の 36 協定締結に向けて今から議論が必要と判断し、下記の通り申し入れますので誠意ある回答を要請します。

～記～

1. この間の議事録確認に基づき、運輸関係職場の訓練等を除く委員会活動及びマイプロジェクト活動の「始業開始前」の超過勤務については行わないこと。
2. 職場における各種委員会活動については、マイプロジェクトと同様に概ね月 2 回 2 時間程度の活動になるよう全職場指導徹底すること。
3. コンプライアンス遵守の考え方を明らかにするとともに、今回の「労働基準法 36 条違反」について全社員に周知すること。
4. 繰り返し36違反が発生していることを鑑み、現在締結中の36協定は12月で締結を見直し、改めて1月から、検証期間を設け締結期間については3ヶ月とすること。

以上

大宮地本は重大な決意を持って今から交渉を開始します！！